

## 医政メモQ&A

### 診療情報提供等に関する指針とは

厚生労働省が医政局長名で、各都道府県や医療関係団体に通知した「診療情報提供等に関する指針」の内容について、周知徹底が求められている。内容は同省が6月にまとめたガイドラインが基本となっているが、患者に対して、代替治療がある場合の費用の違いや手術執刀者や助手の氏名、治験や研究の場合の内容等が説明すべき事項として追加されている。

この指針は診療記録の開示が個人情報保護法の個別法が制定され法制化されるまでの期間にも診療情報提供を促進するために策定されたものであり、罰則規定はないが、違反した場合は行政処分の対象となるため、各医療機関はこの指針を遵守しなければならない。

**Q：本指針の目的・位置付けは？**

A：本指針は、インフォームド・コンセントの理念や個人情報保護の考え方を踏まえ、医療従事者の診療情報の提供等に関する役割や責任の明確化・具体化を図り、診療情報を積極的に提供することにより、患者等が疾病と診療内容を十分理解し、医療従事者と患者等が共同して疾病を克服するなど、より良い信頼関係を構築することを目的としている。

また、本指針は、医療従事者等が診療情報の提供等の際、どのような事項に留意すれば良いかを示すとともに、医療従事者等が、本指針に則って積極的に診療情報を提供することを促進するものである。

**Q：「診療情報」の定義は？**

A：「診療情報」とは、診療の過程で、患者の身体状況、病状、治療等について、医療従事者が知り得た情報をいう。

**Q：「診療記録」の定義は？**

A：診療録（カルテ）、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写

真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約その他の診療の過程で患者の身体状況、病状、治療等について作成、記録又は保存された書類、画像等の記録をいう。

**Q：「診療情報の提供」の定義は？**

A：①口頭による説明、②説明文書の交付、③診療記録の開示等具体的な状況に即した適切な方法により、患者等に対して診療情報を提供することをいう。

**Q：「診療記録の開示」の定義は？**

A：患者等の求めに応じ、診療記録を閲覧に供すること又は診療記録の写しを交付することをいう。

**Q：医療従事者の守秘義務は？**

A：医療従事者は、患者の同意を得ずに、患者以外の者に対して診療情報の提供を行うことは、法律上の規定がある場合を除き認められないことに留意しなければならない。

**Q：診療記録の正確性の確保とは？**

A：医療従事者等は、適正な医療を提供するという利用目的の範囲内で、診療記録を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

**Q：診療記録の訂正は？**

A：訂正した者、内容、日時等が分かるように行われなければならない。

**Q：診療記録の改ざんは？**

A：字句などを不当に変える改ざんは、行ってはならない。

**Q：診療中の患者に対する提供は？**

A：医療従事者は、原則として、診療中の患者に対して、次に掲げる事項等について丁寧に説明しなければならない。

①現在の症状及び診断病名

②予後

③処置及び治療の方針

④処方する薬剤について、薬剤名、服用方法、効能及び特に注意を要する副作用

⑤代替の治療法がある場合には、その内容及び利害得失（患者が負担すべき費用が大きく異なる場合には、それぞれの場合の費用を含む。）

⑥手術や侵襲的な検査を行う場合には、その概要（執刀者及び助手の氏名を含む。）、危険性、実施しない場合の危険性及び合併症の有無

⑦治療目的以外に、臨床試験や研究などの他の目的も有する場合には、その旨及び目的の内容

Q：患者が「知らないでいたい希望」を表明した場合は？

A：医療従事者はそれを尊重しなければならない。

Q：患者が未成年者等で判断能力がない場合は？

A：診療情報の提供は親権者等に対してなされなければならない。

Q：診療記録（カルテ）の開示に関する原則は？

A：医療従事者等は、患者等が患者の診療記録の開示を求めた場合には、原則としてこれに応じなければならない。また、補足的な説明を求められたときは、できる限り速やかにこれに応じなければならない。この場合、担当の医師等が説明を行うことが望ましい。

Q：診療記録の開示を求め得る者は？

A：診療記録の開示を求め得る者は、原則として患者本人とするが、次の場合には、患者本人以外の者が患者に代わって開示を求めることができる。

①患者に法定代理人がいる場合には、法定代理人。ただし、満15歳以上の未成年者については、疾病の内容によっては患者本人のみの請求を認めることができる。

②診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人

③患者本人から代理権を与えられた親族及び

これに準ずる者

④患者が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実には患者の世話をしている親族及びこれに準ずる者

Q：診療記録の開示に関する手続は？

A：医療機関の管理者は、以下を参考にして、診療記録の開示手続を定めなければならない。

①診療記録の開示を求めようとする者は、医療機関の管理者が定めた方式に従って、医療機関の管理者に対して申し立てる。

なお、申立ては書面によることが望ましいが、患者等の自由な申立てを阻害しないため、申立ての理由の記載を要求することは不適切である。

②申立人は、自己が診療記録の開示を求め得る者であることを証明する。

③医療機関の管理者は、担当の医師等の意見を聴いた上で、速やかに診療記録の開示をするか否か等を決定し、これを申立人に通知する。医療機関の管理者は、診療記録の開示を認める場合には、日常診療への影響を考慮して、日時、場所、方法等を指定することができる。

なお、診療記録についての開示の可否については、医療機関内に設置する検討委員会等において検討した上で決定することが望ましい。

Q：診療記録の開示に要する費用は？

A：医療機関の管理者は、申立人から、診療記録の開示に要する費用を徴収することができる。

Q：診療情報の提供を拒み得るか？

A：医療従事者等は、次に掲げる場合には、診療情報の提供の全部又は一部を提供しないことができる。

①診療情報の提供が、第三者の利益を害するおそれがあるとき、例えば患者と家族や患者の関係者との人間関係が悪化する場合など

②診療情報の提供が、患者本人の心身の状況を著しく損なうおそれがあるとき、例えば

症状や予後、治療経過等について患者に対して十分な説明をしたとしても、患者本人に重大な心理的影響を与え、その後の治療効果等に悪影響を及ぼす場合など

個々の事例への適用については個別具体的に慎重に判断することが必要であるが、医療従事者等は、診療記録の開示の申立ての全部又は一部を拒む場合には、原則として、申立人に対して文書によりその理由を示さなければならない。また、苦情処理の体制についても併せて説明しなければならない。

**Q：遺族に対する診療情報の提供は？**

**A：**医療従事者等は、患者が死亡した際には遅滞なく、遺族に対して、死亡に至るまでの診療経過、死亡原因等についての診療情報を提供しなければならない。

遺族に対する診療情報の提供に当たっても、死亡していない場合の定めを準用する。ただし、診療記録の開示を求め得る者の範囲は、患者の配偶者、子、父母及びこれに準ずる者（これらの者に法定代理人がいる場合の法定代理人を含む。）とする。また、遺族に対する診療情報の提供に当たっては、患者本人の生前の意思、名誉等を十分に尊重することが必要である。

**Q：他の医療従事者からの求めによる診療情報の提供は？**

**A：**医療従事者は、患者の診療のため必要がある場合には、患者の同意を得て、その患者を診療した又は現に診療している他の医療従事者に対して、診療情報の提供を求めることができる。診療情報の提供の求めを受けた医療従事者は、患者の同意を確認した上で、診療情報を提供するものとする。

**Q：診療情報の提供に関する苦情処理は？**

**A：**医療機関の管理者は、診療情報の提供に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。医療機関の管理者は、都道府県等が設置する医療安全支援センターや医師会が設置する苦情処理機関などの患者・家族からの相談に対応する相談窓口を活用するほか、当該医療機関においても診療情報の提供に関する苦情処理の体制の整備に努めなければならない。

**Q：医療機関内や患者への周知は？**

**A：**医療機関の管理者は、診療情報の提供に関する規程を整備し、苦情処理体制も含めて、院内掲示を行うなど、患者に対しての周知徹底を図らなければならない。

(政策部担当理事 橋本 絃治)

